

ICカード関連製品の輸出管理について

セコムトラストシステムズ株式会社

弊社にて取り扱っておりますICカードおよびPCセキュリティソフトウェアは、輸出管理関係法令で規制対象となっている暗号技術含んでおり、これらを日本国外へ持ち出す場合、または国内外の非居住者に提供する場合には、お客様ご自身により「外国為替および外国貿易法」に基づく輸出許可等の手続きが原則必要となります。ただし、暗号輸出に関連する政省令・通達等により、一定の条件を満たせば輸出許可申請が不要となる場合があります。

弊社では、お客様からのご依頼により輸出手続きの一助として、弊社よりご提供いたしました製品が日本国の輸出管理関係法令で定められた規制対象製品か否かをご確認頂くための「該非判定資料」を発行させて頂いております。

この「該非判定資料」は、弊社の自主判定にもとづくものですので輸出されるお客様ご自身が、我が国の輸出管理関係法令に従って確認して頂く必要がございます。

輸出管理の詳細については、以下の経済産業省の窓口にて、ご確認をお願いいたします。

【輸出管理に関する経済産業省の問合せ窓口】

窓口

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易審査課

連絡先

TEL:03(3501)2801 FAX:03(3501)6004

窓口の受付時間

午前 10:00～11:45

午後 13:30～15:30

【輸出管理関連サイト】

経済産業省 貿易経済協力局 ([貿易管理部](#))

財団法人安全保障貿易情報センター([CISTEC](#))

【本案内に関する弊社問合せ窓口】

窓口

セコムトラストシステムズ株式会社

電子認証サービス部 IDONE担当

TEL: 0422(72)2464

窓口の受付時間

午前 10:00～17:00

以上